

(案)

売買契約書

売渡人愛知県競馬組合(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

第1条 売買物件、数量、価格、物件所在場所及び契約保証金は次のとおりとする。

物 件 名 不用品(車両)の売却

数 量 添付資料1 仕様書のとおり

売 買 価 格 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

物件所在場所 愛知県弥富市駒野町地内

契約保証金

乙は、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金(愛知県財務規則第129条2に定める契約保証金に代わる担保を含む。)を納めなければなりません。この契約保証金の納付方法は、愛知県競馬組合が発行する納付書にて三菱UFJ銀行で納付してください。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定により、全額または一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。契約保証金は、契約履行の確認後、還付する。ただし、財産の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、売払代金に充当することができる。

第2条 乙は、甲の指定する期日までに売買代金を甲に納入しなければならない。

第3条 売買物件の引渡しは、代金納入後5日以内に物件所在場所において行うものとする。

代金即納の場合の日付

乙は、物件の引渡しを受けたときは、5日以内に搬出するものとし、搬出に要する経費は一切乙の負担とする。

物件引渡し後は、甲は当該物件の保管責任は負わないものとする。

第4条 物件引渡し後において、品質、数量等に違算があることを乙において発見した場合といえども、乙は甲に対し異議を申し立て、又は売買代金の減額その他の請求をすることができない。

第5条 乙が第3条の期間内に搬出を完了しないときは、甲は乙に代り第三者に転売することができるものとし、その転売により得た代金は乙の所得とする。

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は履行を委任することはできない。

ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、それがため乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙から契約解除の申し立てをしたとき。
- (3) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (4) 物件の引渡し等に際し乙が甲又は甲の指定する職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (5) 所定の日時までに、契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第3号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となつた場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第8条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑

が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

第9条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

第 11 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じことがある。

第 12 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決をはかるものとする。

第 13 条 この契約書に明記しない事項はすべて甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、それぞれ1通を保管する。_

令和8年 月 日

甲 住 所 愛知県弥富市駒野町1番地
氏名又は名称 愛知県競馬組合
及び代表者名 管理者 愛知県知事 大村 秀章

乙 住 所 買受人
氏名又は名称
及び代表者名

仕様書

各車両性能・仕様

車種	製造会社名	型式	車体番号 (下三桁)	初年度 登録年	始動の 可否	書類の 有無	備考
普通貨物車	いすゞ自動車(株)	TC-ASH4F23	347	平成 16 年	可	有	走行距離 36,738km
大型特殊用途車	日産自動車(株)	U-CK450FN	074	平成 4 年	不可	無	走行距離 30,400km
大型特殊車	(株)小松製作所	GD405A-2	826	昭和 53 年	可	無	走行距離 608,352km
大型特殊用途車	日野自動車(株)	FF3HJA	124	平成 3 年	不可	無	走行距離 54,312km

